

様式44

7 D483
令和 6 年 3 月 28 日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県名張市南町791番地 /

医療法人の名称 医療法人 あたらし会 /

理事長名 新 達也 /

電話 0595 (62) 7088

決 算 届

令和 3 年 7 月 1 日から 令和 4 年 6 月 30 日までの決算を終了したので、医療
法第52条第1項の規定により届出します。 /

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日) /

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人あたらし会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他 /③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 /

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県名張市南町 7 9 1 番地 /

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 7 年 7 月 6 日 /

(4) 設立登記年月日 平成 1 7 年 7 月 1 3 日 /

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	新 達也 /	あたらし歯科医院管理者
理 事	新 邦夫 /	
同	新 佳洋子 /	
監 事	新 喜美子 /	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	あたらし歯科 医院 /	2431305115 /	三重県名張市南町 791番地 /	一般病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 8 月 18 日 令和2年度決算の決定 /

令和 4 年 5 月 29 日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定 /

様式 2

法人名 医療法人 あたらし会
所在地 三重県名張市南町 7 9 1 番地

※医療法人整理番号 0483

財 産 目 録
(令和 4 年 6 月 30 日現在)

1. 資 産 額 379,345 千円 /
2. 負 債 額 28,726 千円 /
3. 純 資 産 額 350,619 千円 /

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		165,039
B 固 定 資 産		214,306
C 資 産 合 計 (A + B)		379,345 /
D 負 債 合 計		28,726 /
E 純 資 産 (C - D)		350,619 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 あたらし会
 所在地 三重県名張市南町 7 9 1 番地

※医療法人整理番号 1483

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	165,039	I 流動負債	28,726
現金及び預金	117,768	未払金	7,614
保険未収入金	28,558	未払法人税等	10,589
貸倒引当金	△ 271	未払消費税等	1,751
診療材料	789	預り金	8,770
前払費用	1,584		
未収入金	850		
貸付金	15,758		
II 固定資産	214,306		
1 有形固定資産	130,747		
建物	100,730		
建物附属設備	22,046		
構築物	23,944		
車両運搬具	48,096		
器具及び備品	61,820		
その他の有形固定資産	23,125		
減価償却累計額	△ 149,464		
土地	448		
2 無形固定資産	3,157		
ソフトウェア	3,157		
3 その他の資産	80,401		
出資金	1		
差入保証金	1,800		
保険積立金	70,056		
会員権	8,473		
預託金	70		
		負債合計	28,726
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 株主資本	350,619
		資本金	10,000
		利益剰余金	340,619
		純資産合計	350,619
資産合計	379,345	負債・純資産合計	379,345

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 あたらし会
 所在地 三重県名張市南町 7 9 1 番地

※医療法人整理番号 11483

損 益 計 算 書
 (自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		263,281
2 事業費用		
(1) 事業費	214,434	
(2) 本部費		214,434
本来業務事業利益		48,847
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		48,847
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	9,794	9,795
経常利益		58,642
III 特別利益		
固定資産売却益	8,062	8,062
IV 特別損失		
固定資産除却損	133	
その他の特別損失	272	406
税引前当期純利益		66,298
法人税等		18,509
当期純利益		47,789

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 あたらし会
所在地 三重県名張市南町791番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あたらし会
理事長 新 達也 殿

私（注1）は、医療法人あたらし会の令和3年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 8 月 16 日
医療法人 あたらし会
監事 新 喜美子 /

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。